

事務連絡
令和3年8月5日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

診療・検査医療機関等での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査について

標記については、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改定（令和3年7月30日）において「軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す」とこととされたところです。

発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについては、これまでも「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け事務連絡）などによりお示しするとともに、同事務連絡において、診療・検査医療機関における発熱患者等の迅速・スムーズな診断・治療につなげられるよう、鼻腔検体を用いた抗原簡易キットの活用の検討をお願いしてきました。

また、医療機関が発熱患者等の検査を実施する際の指針として、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」を、厚生労働省厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえながら累次改訂してきたところです。

抗原簡易キット等を使用した抗原定性検査は、有症状者に実施する場合には感度が高く、有症状者（発症から9日以内を推奨）の迅速な確定診断に用いることができます。早期の受診・検査により早期に陽性者を把握することができれば、感染拡大防止に寄与することが期待できます。

今般、改めて、これまでの関係通知の要点を整理しましたので、管内医療機関等関係者への周知をお願いいたします。また、これまでも政府広報において、体調不良時などにおける医療機関等への適切な相談・受診を呼びかけてきたところですが、改めて、管内地方公共団体や関係機関等とも連携しながら、幅広い周知・広報への御協力をお願いいたします。

記

1. 最新のガイドラインにおける抗原簡易キットの適用について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4版）でお示ししている内容ですが、抗原簡易キットの使用を含む抗原定性検査についての要点を改めて整理しましたので、活用に向けた検討をお願いいたします。

（1）検体採取

抗原定性検査の検体採取については、鼻咽頭ぬぐい液（鼻咽頭検体）、鼻腔ぬぐい液（鼻腔検体）の使用が可能であり、唾液の使用は推奨されておられません。

（2）検査の解釈と検査精度

有症状者に対する抗原定性検査は、鼻咽頭・鼻腔検体では、発症初日から用いることができます。陽性・陰性ともに検査結果により確定診断が可能とされています。ただし、10日目以降で陰性の場合、臨床像から感染を疑う際には必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨されています。

2. かかりつけ医及び診療・検査医療機関等における軽症状者への早期受診及び検査の促進について

かかりつけ医及び診療・検査医療機関等においては、患者から相談があった場合には、新型コロナウイルス感染症に特異的な症状でなくとも、他の疾患によるものであることが明らかな場合を除き、軽度であっても発熱、せき、のどの痛み等の症状がある場合には診療・検査医療機関等への受診勧奨を行うほか、患者が受診された場合は検査実施について御検討いただき、早めの受診、検査につなげていただくようお願いいたします。

3. 各地方公共団体において、以下の方法を参考にしながら、地域の実情に合わせた適切な方法で、幅広い周知・広報をお願いいたします。

① 各地方公共団体のホームページに政府広報のリンクを設けること

＜政府広報＞

新型コロナウイルス対策「体調不良時の行動」篇（30秒）

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg22579.html>

② 政府広報の紹介資料（別添）を各地方公共団体のホームページに掲載すること

③ 政府広報の紹介資料（同上）を庁舎内に掲示すること

④ 政府広報の紹介資料（同上）を関係機関、関係団体等に対して周知すること

以上

政府からのお知らせ



体がだるい、熱がある、のどに違和感があるなど

体調不良のときには

人との接触を控え、かかりつけ医など
身近な医療機関へまずはお電話を



一人ひとりの行動が感染拡大防止につながります

各都道府県の受診・相談センターの連絡先など 詳しくは

厚生労働省 コロナ

検索